

議案第112号

控訴の提起について

上記の議案を提出する。

平成26年 3月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、原告株式会社新天町商店街公社外 1名被告福岡市間の福岡地方裁判所平成24年（行ウ）第27号固定資産税賦課処分取消等請求事件の判決に対し控訴の提起をする必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

控訴の提起について

次のように控訴を提起する。

1 控訴の相手方

福岡市中央区天神二丁目 9番510号

株式会社 新天町商店街公社

福岡市中央区天神二丁目 9番510号

新天町商店街商業協同組合

2 控訴の要旨

- (1) 原判決中本市敗訴の部分を取り消す。
  - (2) 相手方らの請求を棄却する。
  - (3) 訴訟費用は第1審及び第2審を通じ相手方らの負担とする。
- との判決を求める。

3 事件の概要

- (1) 相手方らは、市内中央区天神二丁目所在の新天町商店街（以下「商店街」という。）に係る土地及び建物（以下「本件土地建物」という。）を所有し、商店街の管理運営を行っている法人である。
- (2) 福岡市中央区長（以下「処分庁」という。）は、平成23年4月6日付けで、相手方ら

- に対し、本件土地建物に係る平成23年度の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の賦課処分（以下「平成23年度賦課処分」という。）を行った。
- (3) また、処分庁は、平成24年4月6日付けで、相手方らに対し、本件土地建物に係る平成24年度の固定資産税等の賦課処分（以下「平成24年度賦課処分」という。）を行った。
- (4) 相手方らは、処分庁の上級行政庁である福岡市長に対し、平成23年6月3日に平成23年度賦課処分について、平成24年6月4日に平成24年度賦課処分について、本件土地建物にある通路のうち一部の通路（以下「本件通路」という。）の地積を含めて賦課処分を行うことは地方税法上の根拠を欠くとしてそれぞれ審査請求をしたが、福岡市長はいずれの審査請求も棄却した。
- (5) 相手方らは、本件通路は、商店街の一部として終日開放され一般の人の通行の用に供されていること、また、車両の通行が制限されていること以外何らの制限も設けられていないこと等から、地方税法第348条第2項第5号に規定する公共の用に供する道路に該当し課税されるべきものではないとして、平成24年5月11日、本市を被告として、福岡地方裁判所に対し、平成23年度賦課処分の一部の取消し及び国家賠償法等に基づく平成3年度から平成23年度までの固定資産税等の過納金等として金286,616,882円の支払を求める等の訴えを提起した。
- (6) その後、相手方らは、平成25年3月1日、本件通路のほか別の通路についても課税されるべきものではないとして過納金等の額を金329,204,560円とする請求の趣旨の拡張を行うとともに、平成24年度賦課処分の一部の取消し及び国家賠償法等に基づく平成24年度の固定資産税等の過納金として金20,713,874円の支払を求める等の訴えの追加的変更を行った。さらに、相手方らは、平成25年12月13日、過納金等の算出方法を訂正し、最終的に合計金360,138,190円の支払を求めた。
- (7) 本市は、本件訴えに係る通路について、商店街の各店舗の商品が常態的に陳列されている等相手方らが自由に使用収益しており、相手方らの私権の行使は制限されていないこと等から、公共の用に供する道路に該当せず課税の対象となることを理由として応訴していた。
- (8) 平成26年3月7日、福岡地方裁判所は、本件訴えに係る通路は、一般的な利用について何らの制約を設けず開放されている状態であり、その連絡状況、周囲の土地の状況等に照らせば、専ら不特定多数人の用に供されているものと認められることから公共の用

に供する道路に該当し，平成23年度賦課処分及び平成24年度賦課処分（以下「本件賦課処分」という。）の一部は違法なものであるとして，本件賦課処分の一部を取り消し，及び本市に対し相手方らへ合計金28,161,675円の支払を命じる等の判決を言い渡した。

(9) 本市は，原判決の判断に不服があるので，控訴の要旨記載のとおり判決を求めて福岡高等裁判所に対し控訴を提起するものである。